ソーシャルワーク実習 (27日用)

ソーシャルワーク実習 基本実習プログラム プログラミングシート(例) 日本福祉大学

実習施設名:障害者支援施設〇〇 施設種別:障害者支援施設 作成メンバー: 作成日:202 年 月 日 当該実習施設における実習の実施方法および展開 達成目標 ソーシャルワーク実習 具体的実習内容 指導上の留意点 (評価ガイドライン) 教育に含むべき事項 学生に求める ※各達成目標の具体 SW実践の理解に (国通知) SW実践の場の SWrの理解に SW実践の理解に 活用する資料・ 例は行動目標を参照 事前学習 関する内容 理解に関する内容 関する内容 関する内容 参照物 (発展的) 利用者やその関係者 (1) クライエント等 ・施設HPの閲覧 | ①施設の成り立ち | ①職員が利用者と会話 | ①利用者や保護者、施設 | ①相手の話の意図を 実習生も施設職員 (家族・親族、友人 職員、関係機関、ボラ と人間関係を形成す ・ 瞳 が い 特 性 やどのような人 している様子を観察 くみ取り、気持ち の一員であること 等)、施設・事業者・るための基本的なコ (知的障害、 たちを対象とし する ンティア、地域住民等 を想像しながら会 を伝える 機関・団体、住民や ている施設なの ②職員が利用者とジェ ミュニケーションを 発達障害) に に、自ら挨拶、自己紹 話する 実習の初期段階は ボランティア等との とることができる 介をする ついて調べる か、説明を受け スチャー等の非言語 ②必要に応じて、時 実習生の特性に応 コミュニケーション 基本的なコミュニ ②利用者との会話を展開 と場所を考慮し じて利用者との関 ケーションや円滑な ②施設が提供する を用いて関わってい させるために、自ら質 て、職員に相談を わり場面を実習指 人間関係の形成 サービスについ る様子を観察する 問するなど、話題を提 する 導者がサポートす て説明を受ける 供する ③利用者と日常会 ③実習指導者に1日の出 施設パンフレット 話をし、話を聞 来事を報告する ・施設利用マニュア 利用者やその関係者 (2) クライエント等 ・傾聴の姿勢に ①生活場面面接と: ①職員による利用者と: ①かかわり技法(視線、: ①実習生自身の対象 実習生が職員の様 (家族・親族、友人) との援助関係を形成 ついて調べる 構造化面接の特 の面接を観察する 表情等)を用い、意図 者とのかかわり 子を観察すること 等)との援助関係の することができる ・バイスティッ 徴と施設での日 を持って利用者と話し を、バイスティッ ②職員が利用者と生活 で利用者が不快な クの7原則を 場面面接や構造化面 思いをしないよう 形成 常的な職員と利 をする クの7原則を基に 確認する 用者との会話の 接を行っている様子 ②基本的傾聴技法(言い 配慮する 自己評価し、自己 目的について説明を受ける 換え、閉ざされた質問、 や利用者と関わって 技法について実習 理解を深める (2) いる様子を観察して、 開かれた質問等)を用 生の理解度を確認 マイクロカウンセリ い、意図をもって利用 しながら指導をす ングの技法に基づく 者と話をする る 言動を実習記録に記 ③利用者の非言語の表出 ケース記録 を観察し、その意味を 考える ・アセスメント ①サービス管理責:①サービス管理責任者:①対象者について、施設:①対象者にあった面 利用者や地域の状況 | (3) クライエント、 ・対象者の選定は実 を理解し、その生活 グループ、地域住民 からモニタリ 任者の役割等に から個別支援計画立 内での様子や交友関係 接方法を探すため 習生と利用者の特 等のアセスメントを ングまでのプ 上の課題(ニーズ) ついて、事前学 案の留意点について を職員から聞き取る に複数回アセスメ 性を配慮した上で の把握、支援計画の | 実施し、ニーズを明 ロヤスを確認 習の内容を実習 説明を受ける ②利用者とアセスメント ント面接を実施す 行う 確にすることができ する 作成と実施および評 指導者に報告す ②ケース記録等、過去 対象者について多 面談を行う の資料を閲覧する ③収集した情報を基にエ ②収集した情報をア ・障害者総合支 職員へ聞き取りを 援法の概要を ②障害者総合支援 ③個別支援計画作成の コマップ、ジェノグラ セスメント16項 行う場合は、伝え (4) 地域アセスメン 目に基づいて整理 確認する 法について説明 担当者会議に同席し、 ムを作成する る内容に配慮し、 トを実施し、地域の ・サービス管理 を受ける(サー 参加者の役割を観察 ④公共交通機関や社会資 し、分析する 実習生が自ら考え 課題や問題解決に向 源等を把握するために ③モニタリング内容 責任者の役 ビス管理責任者 し、個別支援計画作 られるようにする けた目標を設定する 割、資格要件 の役割・障害支 フィールドワークを行 を踏まえ、個別支 成のプロセスを踏ま ことができる 3 援区分とサービ について調べ え、施設指定の会議 う 援計画を修正する (5) 各種計画の様式 ケース記録 ⑤アセスメント結果から ス・職員配置 録を作成する を使用して計画を作 ・フェイスシート 等) 利用者のニーズとスト 成・策定および実施 ・アセスメントシー レングスを考え、実習 することができる 指導者に報告する ·個別支援計画 ⑥個別支援計画を作成し モニタリング表 (6) 各種計画の実施 て実習指導者に報告す · 個別支援計画作成 をモニタリングおよ 時の会議録 び評価することがで ⑦個別支援計画を実施し きる モニタリングおよび評 価を行う

4	利用者やその関係者 (家族・親族、友人 等)への権利擁護活動とその評価	(7) クライエントの 権利擁護およびエン パワメントを含むむ実 践を行い、評価する ことができる	・障約待害が、	①施では、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	かわりから権利擁護	①利用者に合った合理的 配慮を考える ②利用者と権利擁護を意 識したかかわりをする (言葉遣い等) ③虐待防止委員会に参加 し、その時の課題につ いて自分の意見を述べ る	する場面において、より自己決定がしやすくなるよ	・職員と利用者の家 族の会話場面に実 習生が同席する同意を得る ・法人の虐待防止規 定 ・施設の行動規範 ・個別支援計画
(5)	多職種連携およびチームアプローチの実践的理解	(8) (8) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) とのするとが (9) とのするとが (9) とのするとが (10) 者携で (11) ・きる (11) ・・きる (11) ・・きる (11) ・・きる (11) ・・きる (11) ・・きる (11) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・障援に、なる。 ・障援に、する。 ・ででは、できない。 ・ででは、できない。 ・ででは、できない。 ・ででは、できない。 ・ででは、できない。 ・ででは、できるでは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・ででは、できる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででででできる。 ・ででででできる。 ・でででででででででできる。 ・でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	① ② ③ ③ ② ④ の	は は は は は は は は は は は は は は	① で作り、・ では、・ では、	切であったか、実 習指導者と検討する 習生自身が施設の ②実内である	・関係 関係 関係 関係 関係 関係 大き でを でを でを でを でを でを でを でを でを でを
6	の理解および具体的な地域社会への働きかけ	(12) 地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる (13) 地域住民や団体、施設、機関をいけることができる	対象地域の地域 特性、人口動態、社会資源に ついて調べる		① 町角では、 アに子役録 と介を割に で	①委託作業などの打ち報告というでは、 というでは、 といういうでは、 というでは、 といういうでは、 というでは、 というないは、 というでは、 というないは、 というない	受け入れに関する課題解決に向けた取り組みを企画する	 ・町合用 ・大が同 ・大いる ・大いる<

7	地域における分野横 断的・業種横断的な 関係形成と社会資源 の活用・調整・開発 に関する理解	(14) 地域における分野横断的・業種横断的・業種横断的 野横断的な資源にで で で で の 活解 対 で の 活検討する ことが で きる	・法人 IP 閲覧 (施設見学会案 内等)	校の説職士校進に動を ② 本学後め活明 の容を受社校等きのいて の容を受社校等きのいて のでなる。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 であ	修に向けた打合せや、	①合同研修に向けた打合 せおよび合同研修に 加する ②施設職員と取引先と 多施機を考察し、課 解決に向けた自 見を 見を 関連 を 対 報 表 の 報 も る の を 者 の も の も と の も と の も と の も と の も と の 。 の を り の 。 と の り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 り 、 も り も り も り も と り も と り も と り も と も と り も と も と	①施設で行う後進育 成、施設見 成、を考え、見 で を考え、見 で 習者 と 着 行う	・取引先等に実習生が同席することの同意を得る ・合同研修で使用する講義資料等の資料 ・各企画書
8	施設・事業の管理などでは、 ・ 営運では、 ・ できる。 ・	(15) 実習施設・機関 等の経営生産ができる 機関略説 の経済を分析にとができる (16) 実習施設・機関 等の法方法ができる とができる	・法人人IP 関急を (法人人 財) 関急を (法決・財 (法款・ 支) 表で を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	① の割を 財人理説 理策務苦つけの割を 財人理説 理策務苦つけと、・)を設感故二解で温根いる運労施に受の染対ユ決説社法に受施務材等明施(事マ情いる社法に受施務材等明施(事マ情いると、) の割を 財人理説 理策務苦つける。	① さいます (での) はいます (での) はいま	益性、透明中では ・ 透明中の実 ・ はた出生をで ・ はた出生をで ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・	る職員業務マニュ アルに出し、改善 題を出しいて管理 点等に見交換する	・実習生の特性、実習所にいている。 実習によりのでは、実際では、ないのでは、ないのでは、またでは、ないのでは、またができ、は、ないでは、は、ないでは、ないでは、またができます。 という はい
9	社会福祉士としての 職業倫理と組織の一 員としての役割と責 任の理解	(17) 実習施設・機関社 等には強性を受けるとは、 実践決を適き のにはいるできた。 (18) 実別期等にできる 説明することできる (18) 実別期等にできる 説明することできる	・④の事前学習 と共通	①法決議会 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	る ②法人の就業規則を読立 んだ上で、職員の立 ち振る舞い等を観察 し、実習指導者に報 告する	①施設のは、 ・ でのでは、 ・ でのでのでのでのでのででででででででででででででででででででででででででで	① ジ、が、て習るい、緒決交別とというでは、 でというの者網動・導ンにでいるの者網動・導ンにでよの者網動・導ンにでよの者網動・導ンにが、 では、が、で習っているが、では、 で出ているが、でいるが、でいるに、 で出ているが、でいるが、でいるが、は、 で出ているが、でいるが、でいるが、でいるに、 で出ているが、でいるが、でいるが、でいるが、でいるが、でいるが、でいるが、でいるが、で	・夕イムスタ事前に の大変事前に の大変事前に の内容を の内容を の内容を の内容を と実践らう指 ままる ままる ままる ままる ままる ままる ままる まま
100	ソーシャルワーク実 践に求められる以下 の技術の実践所 ・アウトリーキンョン ・スーディエーション ・オージョンン ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション	(19) 以下の技術につ留 いて知的、方法法明 意点についできるチーキンリーキンリー・ネーディエーション・リー・ションション・・プレー・ションン・プレー・アプレー・アプレー・アプレー・アプレー・アフトション	・用語の意義、 目的、 方法に 調べる	活動等について	背景から立ち上げに至る 実習指導者より説明を受 おけるニーズを阻害する 埋する	①過去事例や現制度からす 法人の取り組みについて 記す ②実習のまとめとして、実 して法人の新たな取り できる範囲でプレゼンテ	整理し、実習記録に と習指導者や職員に対 組みの提案について」	・法人 HP

※社会福祉協議会の基本実習プログラムは、公益社団法人日本社会福祉士会(2022)『社会福祉士実習指導者テキスト』中央法規の p. 214-p. 216 に詳しく記載されています。また、 ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項(国通知)「①②⑥⑩」についても記載されています。

※本学部では、

- ・3 年次に「ソーシャルワーク実習 I 」として、5 日間 (1 日 7.5 時間換算の場合、37.5 時間) ・4 年次に「ソーシャルワーク実習 II 」として、27 日間 (1 日 7.5 時間換算の場合、202.5 時間) の実習を配属します。
- ・実習 I では「ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項(国通知)」の①、②、⑥を中心に、実習 I では① $\overline{}$ $\overline{}$ ルワーカーの育成を目指しています。